

ひとり親家庭等医療費助成制度について

ひとり親家庭等医療費助成制度とは、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の母親・父親や、その子どもの医療費（保険診療分のみ）を助成する制度です。

対象者及び助成の内容は次のとおりです。

1 助成の対象者

清水町に住所を有し、18歳になる年度の末日（3月31日）までの子どもと、その子どもを扶養もしくは監護しているひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の母親又は父親

2 助成の内容

(1) 市町村民税非課税世帯の方（緑色の受給者証）

初診時一部負担金（医科 580 円、歯科 510 円、柔整 270 円）以外の医療費を助成します。

(2) 市町村民税課税世帯の方（黄色の受給者証）

自己負担分（1割相当額）以外の医療費を助成します。

（上限…外来 18,000 円・入院 57,600 円）

(3) 子どもは入院、入院外ともに助成対象となりますが、親は入院のみとなります。

（入院時の食事代等は自己負担となります。）

(4) 18歳になる年度の末日（3月31日）までの子どもにかかる一部負担金（初診時一部負担金又は、一割負担金の自己負担分）については、清水町乳幼児等医療助成制度にて全額助成します。

3 助成対象期間など

(1) 子どもが 18 歳になる年度の末日（3 月 31 日）までとなります。

(2) 進学等により引き続き子どもを扶養している場合は、20 歳に達した日の属する月までとなります。

(3) 毎年 7 月 31 日までが受給者証の有効期間となり、毎年更新となります。

(4) 親の所得が下表の基準を超える場合は、助成対象となりません。（所得額は、前年（1 月から 7 月までは前々年）の額となります。）

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人
所得額	2,360千円	2,740千円	3,120千円	3,500千円

4 助成の方法

(1) 道内で受診したとき

受給者証を掲示することにより、一部負担金（初診時一部負担金又は 1 割相当額）のみが自己負担になります。ただし、18 歳になる年度の末日（3 月 31 日）までの子どもは、清水町乳幼児等医療費助成制度の対象となるので窓口での自己負担は生じません。

(2) 道外で受診したとき・受給者証を忘れたとき

医療費自己負担分を一旦お支払いただき、その領収書等（領収書、印鑑、保険証、受給者証及び振込先の預金通帳）を持って、役場窓口で申請してください。後日、自己負担した助成分を指定口座に振り込みします。

5 届出が必要な場合

受給者証の交付後に、健康保険証の種類が変更となったとき、又は清水町内で住所が変更（転居等）となったときは、届出が必要です。届出の際には、健康保険証、受給者証及び印鑑を持参してください。

6 その他

(1) 入院等により、医療費が高額になることが予想される場合は、加入している健康保険の「限度額適用認定証」の交付を受けて医療機関に提示することにより、医療費の支払いが軽減される場合があります。また、市町村民税非課税世帯（緑色の受給者証）の方は、入院時の食事代が減額されます。

(2) その月に支払った医療費が高額等で払い戻しになる場合は、ご連絡いたします。

(3) 幼稚園、保育所、小中学校等管理下でのけが等の場合は、独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付が優先適用となり、医療費助成の受給者証は使用できませんのでご注意ください。

ご不明な点、ご心配な点等がある場合は、町民生活課保険係まで問い合わせください。

清水町 町民生活課保険係 電話 0156-62-1151（直通）